## 新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後		Ę	女 正	前	
別表第1 (病院)				別表第1 (病院)			
市区町村名	病院の名称	所在地		市区町村名	病院の名称	所在地	
(略)				(略)			
新潟市西区	(略)	(略)		新潟市西区	(略)	(略)	
	介護医療院 こば	新潟市西区小針			老人保健施設	新潟市西区小針	
	り 園	3丁目25-1			こばり園	3丁目25-1	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)				(略)			

## 附則

この規程は、公布の日から施行する。